

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力業務実施要領（概要）  
（選挙分野）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

(1) 地域

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国内において、OSCE議長等が指図する地域

(2) 期間

平成12年3月27日から同年4月20日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

スルブスカ共和国及びボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦の市町村の議会の議員の選挙の公正な執行の監視又はその管理

3 国際平和協力業務の実施の方法

(1) 実施計画及び実施要領の範囲内において、OSCE議長等による指図の内容に従い業務を実施

(2) 隊員は、OSCE議長等の定めるところにより、OSCE議長等と緊密に連絡をとる。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する者

(1) 公正・自由・民主主義的な選挙の意義を理解しており、その意義を説明することができる者であること。

(2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。

(3) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。

(4) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

(1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項

(2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第3号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

(1) 隊員は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。

(2) 隊員は、次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 紛争当事者が、停戦合意、国際的な選挙監視活動の実施又は我が国による国際平和協力業務の実施についての同意を撤回する旨の意思表示を行った場合

イ 大規模な武力紛争の発生等により、もはや前記の同意又は合意が存在しなくなったと認められる場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、前記の同意又は合意が存在しなくなったと認められる場合

(3) 業務中断の際の報告

(4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

- (1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とするOSCE議長等の指図があった場合の措置

隊員は、当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

- (2) 安全のための措置

ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受ける暇及びOSCE議長等と連絡をとる暇がないときは、国際平和協力業務を一時休止する。

イ 隊員は、必要に応じて、他のOSCEボスニア・ヘルツェゴヴィナ・ミッション要員、連絡調整要員又は在オーストリア日本国大使館と連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

- (3) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合、本部長に報告するとともに、OSCE議長等に連絡する。

- (4) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査並びに効果の測定及び分析について本部長に随時報告する。

- (5) 連絡調整要員との連携

隊員は、連絡調整要員と緊密に連携を図りつつ業務を実施する。

- (6) ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊の隊長と隊員との関係

別途本部長が定める。

## ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力業務実施要領（概要）

### （連絡調整分野）

#### 1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

##### (1) 地域

2 に掲げる業務を実施するために必要なボスニア・ヘルツェゴヴィナの地域

##### (2) 期間

平成12年3月27日から同年4月20日までの間

#### 2 国際平和協力業務の種類及び内容

派遣先国の政府その他の関係機関と選挙要員との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

#### 3 国際平和協力業務の実施の方法

実施計画及び実施要領の範囲内において、業務を実施

#### 4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する者

- (1) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (3) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第3号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 隊員は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。
- (2) 隊員は、次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 紛争当事者が、停戦合意、国際的な選挙監視活動の実施又は我が国による国際平和協力業務の実施についての同意を撤回する旨の意思表示を行った場合

イ 大規模な武力紛争の発生等により、もはや前記の同意又は合意が存在しなくなったと認められる場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、前記の同意又は合意が存在しなくなったと認められる場合

- (3) 業務中断の際の報告
- (4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

- (1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする場合の措置

隊員は、必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

- (2) 安全のための措置

ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受ける暇がないときは、国際平和協力業務を一時休止する。

イ 隊員は、必要に応じて、在オーストリア日本国大使館又は選挙要員と連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

(3) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合、本部長に報告する。

(4) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査並びに効果の測定及び分析について本部長に随時報告する。

(5) 選挙要員との連携

隊員は、選挙要員と緊密に連携を図りつつ業務を実施する。

(6) ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国際平和協力隊の隊長と隊員との関係

別途本部長が定める。